

○立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

令和5年4月1日

告示第133号

立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の小規模事業者の経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から小規模事業者経営改善資金融資(以下「マル経融資」という。)を受けた小規模事業者に対し、立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付することに関し、立山町補助金等交付規則(平成25年立山町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に本店、支店若しくは営業所等の事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 町税を滞納していないこと(法人においては、その代表者を含む。)
- (3) 立山舟橋商工会から推薦を受け、マル経融資を受けていること。

(利子補給金対象融資)

第3条 利子補給金の対象は、交付対象者が令和5年4月1日以後に融資を受けたマル経融資(ただし、借換えによる融資を除く。)とする。

(利子補給の期間)

第4条 利子補給の期間は、マル経融資の実行日から起算して1年以内とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に公庫へ支払ったマル経融資に係る約定利子に、2分の1を乗じて得た金額以内(1円未満の端数は切捨て)とする。

- 2 前項の規定による利子補給金の額には、当初の返済計画からの遅延によって生じた利子の増額分は含めない。

(交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、立山舟橋商工会を經由して町長に提出するものとする。

2 前項の申請期限は、当該年度の2月末日とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を速やかに審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において利子補給金の交付決定及び利子補給金額の確定を行い、その結果を立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書兼利子補給金額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補給金の交付請求及び支払)

第8条 前条の規定により利子補給金の交付決定及び利子補給金額の確定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金請求書兼口座振込依頼書(様式第3号)により、利子補給金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、利子補給金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により、利子補給金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(利子補給金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により利子補給金の返還命令を受けた交付決定者に対する返還請求は、立山町小規模事業者経営改善資金利子補給金返還請求書(様式第5号)により行うものとする。

3 第1項の規定による返還命令を受けた交付決定者は、当該利子補給金額を

町長が定める期限までに返還しなければならない。

(調査及び報告)

第11条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて報告を求め又は調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。